

# 第30期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告「業務の適正を確保するための体制」

連結注記表

個別注記表

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

東京エレクトロン デバイス株式会社

上記事項は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト  
(アドレス <http://www.teldevice.co.jp>) に掲載することにより、  
株主の皆様に提供しております。

## 事業報告

### 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制として、以下の内容を定めております。

#### [内部統制システムの基本方針]

- ・取締役は、「内部統制に関する取締役行動指針」に基づき、公正かつ適切な経営の実現を図るとともに、内部統制に関して従業員への周知徹底を行う。
- ・市民社会の秩序・安全ならびに企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。  
不当要求に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的な対応を図る。
- ・「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告を含む企業情報の信頼性向上」、「法令遵守」、「資産の保全」を目的として、マネジメントプロセスと統合した内部統制システムの構築を目指す。
- ・社長を委員長とする内部統制委員会の配下にある倫理委員会、リスク管理委員会及び情報セキュリティ委員会を中心として、内部統制システムの整備を推進する。

内部統制の体制整備のために以下のとおり取り組む。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、行動の基準・規範を示した「内部統制に関する取締役行動指針」を遵守し、法令遵守は当然との認識のもと、高い倫理観をもって公正かつ適切な経営を実践し、社内組織において率先垂範する。
- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、社外取締役の招聘を推進する。
- ④ 取締役の職務執行状況は、監査基準に基づいた監査役監査を受け、社会的信頼性に応える良質な企業統治体制を確立していく。

## (2) 業務の適正を確保するために必要な体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役の職務執行に係る文書の管理基準及び管理体制に則り、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。
  - b. 管理体制の一つとして情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ対策を組織的に進められる体制を構築し、継続的な改善活動が可能な情報セキュリティマネジメントを実施する。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. リスク管理を経営の重要課題の一つと認識し、リスク管理委員会を設置する。
  - b. リスク管理委員会は、リスク方針及びリスク管理規程に基づき、会社全体のリスクを把握、分析、評価し、優先的に対応すべきリスクを選定する。
  - c. 担当執行役員は対応すべきリスクに対し、具体的な対応方針及び対策を策定、実行し、継続的に改善を行う。
  - d. リスク管理委員会はリスク管理を統括するとともに、内部統制委員会に報告を行い、内部監査室がリスク対策実行状況の監査を行う。
- ③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 執行役員制度により経営と業務執行を分離し、取締役会は経営理念を踏まえた経営の基本方針及び重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
  - b. 取締役会は、経営目標を明確化するため、経営計画を決定する。各部門の執行役員は、経営計画達成のための戦略を策定、遂行する。
  - c. 経営計画進捗状況は、各部門の執行役員で構成する執行役員会議等において管理を行い、取締役会は、経営計画進捗状況の報告を受ける。
  - d. 事業計画の遂行において生じる可能性がある経営上の重大なリスクに対しては、各部門の執行役員で構成する執行役員会議等において十分に審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において審議する。
  - e. 適正かつ効率的な職務執行体制の確保のため、決裁権限等各種規程の見直しを随時実施する。
  - f. 経営の意思決定等を迅速かつ効率的に行うため、取締役会を原則として月1回開催し、その他必要に応じて適宜開催する。
- ④ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 従業員は、コンプライアンス規程及び行動の基準・規範を示した「倫理方針」を遵守する。
  - b. 倫理委員会は、コンプライアンス体制を整備し、教育・啓蒙を図る。
  - c. 社内及び会社が指定する第三者機関を受付窓口とした通報制度による内部・外部からの情報を通じ、また、社内における事故・不祥事対応フローに則り、事態の早期把握・未然防止に努める。通報者に対しては、希望した場合には匿名性を保証し、不利益とならないことを確保する。
  - d. 内部監査によるコンプライアンスへの適合性の確認・徹底を図る。

- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
企業集団内における各種規程等の遵守をはじめとした内部統制システムの徹底を図るため、主管部署が中心となって全般的な統制のモニタリングを行う。また、財務報告の信頼性を確保するためのモニタリングも行う。

### (3) 監査役監査が実効的に行われるための体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、専任または兼任の従業員を監査役スタッフとして配置する。
- ② 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役スタッフの人事異動及び考課については、監査役の事前の同意を得る。
- ③ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとり、また、重要な稟議書や報告書を随時閲覧可能な体制とする。
  - 取締役は会社に重大な損害を及ぼす恐れがある事実や不正行為等を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。
  - 監査役の求めに応じて、取締役及び従業員は速やかに業務執行状況を報告するとともに、内部通報制度を通じて、従業員は直接、監査役に通報することが可能な体制とする。
- ④ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査室と緊密な連携を保つとともに、取締役の許可を得ることなく、必要に応じて監査室を監査役スタッフとして活用する。
  - 代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。
  - 監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合は公認会計士・弁護士等の外部専門家を活用する。

(ご参考)

「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」等の施行を踏まえ、平成27年5月1日以降の「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制」に関しましては、取締役会決議に基づき以下の内容となっております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制として、以下の内容を定めております。

### **[内部統制システムの基本方針]**

- ・取締役は、「内部統制に関する取締役行動指針」に基づき、公正かつ適切な経営の実現を図るとともに、内部統制に関して従業員への周知徹底を行う。
- ・市民社会の秩序・安全ならびに企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。  
不当要求に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的な対応を図る。
- ・「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告を含む企業情報の信頼性向上」、「法令遵守」、「資産の保全」を目的として、マネジメントプロセスと統合した内部統制システムの構築を目指す。
- ・社長を委員長とする内部統制委員会の配下にある倫理委員会、リスク管理委員会及び情報セキュリティ委員会を中心として、内部統制システムの整備を推進する。

内部統制の体制整備のために以下のとおり取り組む。

### **(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① 取締役は、行動の基準・規範を示した「内部統制に関する取締役行動指針」を遵守し、法令遵守は当然との認識のもと、高い倫理観をもって公正かつ適切な経営を実践し、社内組織において率先垂範する。
- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、社外取締役の招聘を推進する。
- ④ 取締役の職務執行状況は、監査基準に基づいた監査役監査を受け、社会的信頼性に応える良質な企業統治体制を確立していく。

## (2) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制

- ① 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - a. 取締役の職務執行に係る文書の管理基準及び管理体制に則り、法令及び社内規則に基づき作成・保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。
  - b. 管理体制の一つとして情報セキュリティ委員会を設置し、情報セキュリティ対策を組織的に進められる体制を構築し、継続的な改善活動が可能な情報セキュリティマネジメントを実施する。
- ② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. リスク管理を経営の重要課題の一つと認識し、リスク管理委員会を設置する。
  - b. リスク管理委員会は、リスク方針及びリスク管理規程に基づき、会社全体のリスクを把握、分析、評価し、優先的に対応すべきリスクを選定する。
  - c. 担当執行役員は対応すべきリスクに対し、具体的な対応方針及び対策を策定、実行し、継続的に改善を行う。
  - d. リスク管理委員会はリスク管理を統括するとともに内部統制委員会に報告を行い、内部統制委員会は適宜必要な指示を行う。
- ③ 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a. 執行役員制度により経営と業務執行を分離し、取締役会は経営理念を踏まえた経営の基本方針及び重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
  - b. 取締役会は、経営目標を明確化するため、経営計画を決定する。各部門の執行役員は、経営計画達成のための戦略を策定、遂行する。
  - c. 経営計画進捗状況は、各部門の執行役員で構成する執行役員会議等において管理を行い、取締役会は、経営計画進捗状況の報告を受ける。
  - d. 事業計画の遂行において生じる可能性がある経営上の重大なリスクに対しては、各部門の執行役員で構成する執行役員会議等において十分に審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会において審議する。
  - e. 適正かつ効率的な職務執行体制の確保のため、決裁権限等各種規程の見直しを随時実施する。
  - f. 経営の意思決定等を迅速かつ効率的に行うため、取締役会を原則として月1回開催し、その他必要に応じて適宜開催する。
- ④ 当社使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 従業員は、コンプライアンス規程及び行動の基準・規範を示した「倫理方針」を遵守する。
  - b. 倫理委員会は、コンプライアンス体制を整備し、教育・啓蒙を図る。
  - c. 社内及び会社が指定する第三者機関を受付窓口とした通報制度による内部・外部からの情報を通じ、また、社内における事故・不祥事対応フローに則り、事態の早期把握・未然防止に努める。通報者に対しては、希望した場合には匿名性を保証し、不利益とならないことを確保する。
  - d. 内部監査によるコンプライアンスへの適合性の確認・徹底を図る。

### (3) 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制

- ① 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - a. 子会社の取締役等が事業計画に基づき業務を遂行した結果については、関係会社管理規程に則り当社主管部署に報告させる。また、業務執行上の重要事項は決裁基準に基づき当社の決裁もしくは報告を求める。
  - b. 子会社の取締役等を当社執行役員が兼任することでモニタリングを行い、必要に応じて各子会社の状況は当社取締役会において報告される。
- ② 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
子会社を含めたリスクマネジメントに関する規程としてリスク管理規程を定める。また、各種規程に基づき当社の主管部署に対して子会社から定期的な報告が行われるほか、主管部署は必要に応じて臨時報告を得る。
- ③ 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社における取締役会等を通じ、各社における事業状況の報告が行われ、子会社の取締役等は必要に応じて当社の関連部署および担当執行役員と協議・報告を行う。
- ④ 当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
子会社を含む企業集団を対象とした倫理方針を策定し、倫理委員会を中心として企業倫理の遵守のための施策を講じる。また、コンプライアンス規程に基づき、事業活動における法令等の遵守について継続的な実践を図る。
- ⑤ その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
主管部署が中心となって全般的な統制のモニタリングを行い、企業集団内における各種規程等の遵守をはじめとした内部統制システムの徹底を図る。

### (4) 監査役監査が実効的に行われるための体制

- a. 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとり、また、重要な稟議書や報告書を随時閲覧可能な体制とする。
- b. 取締役は会社に重大な損害を及ぼす恐れがある事実や不正行為等を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。
- c. 監査役の求めに応じて、取締役及び従業員は速やかに業務執行状況を報告するとともに、内部通報制度を通じて、従業員は直接、監査役に通報することが可能な体制とする。

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、専任または兼任の従業員を監査役スタッフとして配置する。
- ② 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役スタッフの人事異動及び考課については、監査役の事前の同意を得る。
- ③ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は監査役スタッフとの連携体制が実効的に運用されるよう、取締役または取締役会に体制の整備を要請する。
- ④ 当社監査役への報告に関する体制
  - a. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制  
監査役監査基準に基づき監査役は取締役及び使用人に対して事業の報告を求め、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。
  - b. 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制  
当社及び子会社から成る企業集団におけるコンプライアンス経営を実践するため、監査役を窓口とする内部通報制度を設ける。
- ⑤ 前記④の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
会社は、報告者が報告等を行ったことを理由として解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことをコンプライアンス規程において定め、また、報告者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じる。
- ⑥ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が職務の執行上必要と認める費用については監査計画に基づき予め予算化するとともに、緊急または臨時に支出した費用については会社に対して事後償還の請求ができる旨を監査役監査基準で定める。
- ⑦ その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
  - a. 監査室と緊密な連携を保つとともに、取締役の許可を得ることなく、必要に応じて監査室を監査役スタッフとして活用する。
  - b. 代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。
  - c. 監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合は公認会計士・弁護士等の外部専門家を活用する。



## 連結注記表

### (連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

パネトロン(株)

TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE.LTD.

inrevium AMERICA, INC.

当連結会計年度より、重要性が増した inrevium AMERICA, INC. を新たに連結の範囲に含めております。

##### (2) 非連結子会社の名称

SHANGHAI inrevium SOLUTIONS LTD.

WUXI inrevium SOLUTIONS LTD.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社はいずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)、及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社

持分法を適用した非連結子会社はありません。

持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称

Fidus Systems Inc.

当連結会計年度より、重要性が増したFidus Systems Inc.を新たに持分法の適用の範囲に含めております。

##### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称 (非連結子会社)

SHANGHAI inrevium SOLUTIONS LTD.

WUXI inrevium SOLUTIONS LTD.

(持分法を適用していない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

##### (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社であるFidus Systems Inc.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.を除き連結決算日と一致しております。なお、TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券(時価のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

###### ② デリバティブ

時価法によっております。

###### ③ たな卸資産

原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

###### (a) 商品……………移動平均法

###### (b) 製品、仕掛品……………個別法

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法によっております。ただし、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。在外連結子会社は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～45年

工具器具備品 2～15年

###### ② 無形固定資産(のれんを除く)

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間(3年以内)に基づく定額法によっております。

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

#### ① 貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、主に個別の債権について回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

#### ③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

#### ④ 株式報酬引当金

役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

#### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の償却方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から償却しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により償却しております。

### (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

### (6) 重要なヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：デリバティブ取引(先物為替予約)  
ヘッジ対象：外貨建予定取引

#### ③ ヘッジ方針

為替予約取引については、為替相場の変動によるリスク回避を目的とし、通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ④ ヘッジの有効性評価の方法

キャッシュ・フロー変動の累計額の比率分析により評価を行っております。

### (7) のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

### (8) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### (会計方針の変更)

#### 退職給付に関する会計基準の適用

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が76百万円減少し、退職給付に係る負債が656百万円増加し、利益剰余金が471百万円減少しております。

## (表示方法の変更)

### 1. 連結貸借対照表

- (1) 前連結会計年度において、流動資産の「受取手形及び売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」(前連結会計年度300百万円)は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度は独立掲記しております。
- (2) 前連結会計年度において、独立掲記しておりました流動負債の「役員賞与引当金」(当連結会計年度15百万円)は、明瞭性を高める観点から表示方法の見直しを行い、当連結会計年度は流動負債の「その他」に含めて表示しております。

### 2. 連結損益計算書

- (1) 前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりました「保険配当金」(前連結会計年度32百万円)は、明瞭性を高める観点から表示方法の見直しを行い、当連結会計年度は独立掲記しております。
- (2) 前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外収益の「受取配当金」(当連結会計年度0百万円)は、金額の重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は営業外収益の「その他」に含めて表示しております。
- (3) 前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外費用の「支払利息」(当連結会計年度66百万円)は、明瞭性を高める観点から表示方法の見直しを行い、当連結会計年度は営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

## (追加情報)

### 1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社は従来、役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員退職慰労金制度廃止に伴い、平成26年6月18日開催の第29期定時株主総会において、役員退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。これにより、当連結会計年度において「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、打ち切り支給額を「長期未払金」として計上しております。なお、当連結会計年度末の当該長期未払金165百万円は固定負債の「その他」に含めて表示しております。

### 2. 役員報酬BIP信託に係る取引について

当社は、当連結会計年度より、取締役の中長期的な業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度として「役員報酬BIP信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)に準じております。

### (1) 取引の概要

役員報酬BIP信託は、予め定める株式交付規程に基づき、取締役に交付すると見込まれる数の当社株式を当社から一括取得し、業績達成度に応じて取締役に当社株式を交付いたします。取締役が株式の交付を受けるのは、原則として取締役退任時となります。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、233百万円及び157,700株であります。

### 3. 従業員持株ESOP信託に係る取引について

当社は、当連結会計年度より、従業員への福利厚生と中長期的な企業価値の向上を目的に、「従業員持株ESOP信託」を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

### (1) 取引の概要

従業員持株ESOP信託は、信託の設定後5年間にわたり「東京エレクトロン デバイス社員持株会」(以下、「持株会」という。)が取得すると合理的に見込まれる数の当社株式を当社から一括取得し、持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却いたします。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、469百万円及び317,100株であります。

### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末480百万円

## (連結貸借対照表に関する注記)

- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                | 2,178百万円 |
| 2. 偶発債務                          |          |
| (1) 保証債務                         |          |
| 他の会社の金融機関からの借入債務に対し、保証を行っております。  |          |
| SHANGHAI inrevium SOLUTIONS LTD. | 19百万円    |
| (2) 債権流動化に伴う買戻義務限度額              | 564百万円   |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	10,600,000株	—	154,500株	10,445,500株

(注) 発行済株式の減少は自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	—	636,000株	161,200株	474,800株

(注)1. 普通株式の自己株式の増加636,000株は、取締役会において決議しました自己株式の取得による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の減少161,200株は、取締役会において決議しました自己株式の消却による減少154,500株、従業員持株ESOP信託における当社従業員持株会への売却による減少6,700株であります。

3. 当連結会計年度末の自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式157,700株及び従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式317,100株が含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年5月12日 取締役会	普通株式	318	30.00	平成26年 3月31日	平成26年 5月30日
平成26年10月28日 取締役会	普通株式	298	30.00	平成26年 9月30日	平成26年 11月28日
計		616			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	313	30.00	平成27年 3月31日	平成27年 5月28日

(注) 平成27年5月12日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金4百万円及び従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金9百万円が含まれております。

4. 当連結会計年度の末日における新株予約権 (権利行使期間が到来しているもの) の目的となる株式の種類及び数

平成17年6月21日開催の定時株主総会特別決議 普通株式 35,000株

## (金融商品に関する注記)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入及び売掛債権流動化による方針であります。デリバティブは、外貨建ての営業債権債務の為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用限度規程に従い、当社グループ各社の取引先ごとの与信枠の管理を行っております。また、当社グループ各社は月次にて債権期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券である株式は非上場株式であり、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難ですが、定期的に当該株式の発行会社より情報を入手し、財務状況等の把握に努めております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、並びに長期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約であります。原則、毎月末に月次の成約高（予定取引を含む）のほぼ全額に対して先物為替予約を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループ各社が月次にて資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

後述の「デリバティブ取引に関する注記」に記載されているデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	2,302	2,302	-
(2) 受取手形及び売掛金	28,160	28,160	-
(3) 電子記録債権	700	700	-
資産計	31,163	31,163	-
(4) 買掛金	9,673	9,673	-
(5) 短期借入金	16,418	16,418	-
(6) 長期借入金 (※ 1)	5,480	5,484	4
負債計	31,571	31,576	4
(7) デリバティブ取引 (※ 2)	(225)	(225)	-

(※ 1) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(※ 2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、( )で表示しております。

#### (注) 金融商品の時価の算定方法

##### (1) 現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、並びに(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (4) 買掛金、及び(5)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

##### (6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

### (1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,284円49銭
(注)株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び従業員持株ESOP信託が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。	
1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数	474,800株
1株当たり当期純利益	71円99銭
(注)1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	717百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	717百万円
普通株式の期中平均株式数	9,964,958株
株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び従業員持株ESOP信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。	
1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数	570,667株

### (その他の注記)

#### 1. 税効果会計に関する注記

##### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付に係る負債	2,183百万円
賞与引当金	233百万円
たな卸資産評価損	213百万円
投資有価証券評価損	99百万円
その他	430百万円
繰延税金資産小計	3,160百万円
評価性引当額	△134百万円
繰延税金資産合計	3,025百万円
繰延税金負債	
退職給付に係る資産	312百万円
その他	56百万円
繰延税金負債合計	369百万円
繰延税金資産の純額	2,655百万円

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 — 繰延税金資産	705百万円
固定資産 — 繰延税金資産	1,949百万円

##### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%
税額控除	△0.4%
住民税均等割	2.3%
評価性引当額	△11.1%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	20.5%
海外子会社の税率差	△3.1%
海外子会社留保金	0.7%
持分法による投資損失	0.7%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.1%

##### (3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.0%、平成28年4月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は258百万円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が276百万円、退職給付に係る調整累計額が19百万円それぞれ増加し、繰延ヘッジ損益が1百万円減少しております。

## 2. デリバティブ取引に関する注記

### (1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 通貨関連

区 分	種 類	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	11,618	—	△202	△202
	買建 米ドル	7,749	—	31	31
合 計		19,367	—	△171	△171

(注) 時価の算定方法  
期末の時価は先物相場に基づき算定しております。

### (2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

ヘッジ会計の方法	種 類	主なヘッジ対象	契約額 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	9,976	—	△52
	買建 米ドル	買掛金	6,603	—	△1
合 計			16,580	—	△53

(注) 時価の算定方法  
期末の時価は先物相場に基づき算定しております。

## 個別注記表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券

- ① 子会社株式及び関連会社株式  
移動平均法による原価法によっております。
- ② その他有価証券(時価のないもの)  
移動平均法による原価法によっております。

##### (2) デリバティブ

時価法によっております。

##### (3) たな卸資産

原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

- ① 商品……………移動平均法
- ② 製品、仕掛品……………個別法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、建物(建物附属設備を除く)については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2～45年
工具器具備品	2～15年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間(3年以内)に基づく定額法によっております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

#### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

#### 4. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

##### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

##### (4) 株式報酬引当金

役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

##### (5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

##### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の償却方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から償却しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により償却しております。

未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。



## 5. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：デリバティブ取引（先物為替予約）

ヘッジ対象：外貨建予定取引

### (3) ヘッジ方針

為替予約取引については、為替相場の変動によるリスク回避を目的とし、通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で為替予約取引を利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

### (4) ヘッジの有効性評価の方法

キャッシュ・フロー変動の累計額の比率分析により評価を行っております。

## 6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## (会計方針の変更)

### 退職給付に関する会計基準の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。

また、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の前払年金費用（投資その他の資産の「その他」）が76百万円減少し、退職給付引当金が656百万円増加し、利益剰余金が471百万円減少しております。

## (表示方法の変更)

### 1. 貸借対照表

- (1) 前事業年度において、流動資産の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」(前事業年度300百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度は独立掲記しております。
- (2) 前事業年度において、流動資産の「その他」に含めて表示しておりました「未収消費税等」(前事業年度2,072百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度は独立掲記しております。
- (3) 前事業年度において、独立掲記しておりました流動負債の「役員賞与引当金」(当事業年度10百万円)は、明瞭性を高める観点から表示方法の見直しを行い、当事業年度は流動負債の「その他」に含めて表示しております。

### 2. 損益計算書

前事業年度において、独立掲記しておりました営業外費用の「支払利息」(当事業年度38百万円)は、明瞭性を高める観点から表示方法の見直しを行い、当事業年度は営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

## (追加情報)

### 1. 役員退職慰労金制度の廃止

当社は従来、役員の退職金支給に備えるため、内規に基づく要支給額を「役員退職慰労引当金」として計上しておりましたが、役員退職慰労金制度廃止に伴い、平成26年6月18日開催の第29期定時株主総会において、役員退職慰労金の打ち切り支給を決議いたしました。

これにより、当事業年度において「役員退職慰労引当金」を全額取り崩し、打ち切り支給額を「長期未払金」として計上しております。なお、当事業年度末の当該長期未払金163百万円は固定負債の「その他」に含めて表示しております。

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	—	636,000株	161,200株	474,800株

- (注)1. 普通株式の自己株式の増加636,000株は、取締役会において決議しました自己株式の取得による増加であります。
2. 普通株式の自己株式の減少161,200株は、取締役会において決議しました自己株式の消却による減少154,500株、従業員持株ESOP信託における当社従業員持株会への売却による減少6,700株であります。
3. 当事業年度末の自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式157,700株及び従業員持株ESOP信託が保有する自社の株式317,100株が含まれております。

### 2. 役員報酬BIP信託に係る取引について

当社は、当事業年度より、取締役の中長期的な業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度として「役員報酬BIP信託」を導入しております。

取引の概要等につきましては、「連結注記表(追加情報)2.」をご参照ください。

### 3. 従業員持株ESOP信託に係る取引について

当社は、当事業年度より、従業員への福利厚生と中長期的な企業価値の向上を目的に、「従業員持株ESOP信託」を導入しております。

取引の概要等につきましては、「連結注記表(追加情報)3.」をご参照ください。

## (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2,139百万円

### 2. 偶発債務

#### (1) 保証債務

子会社の借入債務及び

リース債務に対する保証

2,370百万円

#### (2) 債権流動化に伴う買戻義務限度額

564百万円

### 3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権

4,576百万円

短期金銭債務

1,802百万円

## (損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

14,100百万円

仕入高

255百万円

販売費及び一般管理費

163百万円

営業取引以外の取引による取引高

599百万円

**(税効果会計に関する注記)**

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	2,191百万円
賞与引当金	206百万円
たな卸資産評価損	159百万円
投資有価証券評価損	99百万円
その他	387百万円
繰延税金資産小計	3,044百万円
評価性引当額	△134百万円
繰延税金資産合計	2,909百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	138百万円
その他	25百万円
繰延税金負債合計	163百万円
繰延税金資産の純額	2,746百万円

繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 — 繰延税金資産	581百万円
固定資産 — 繰延税金資産	2,164百万円

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率 (調整)	35.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.9%
税額控除	△0.5%
住民税均等割	2.9%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	26.6%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	66.3%

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成27年4月1日から平成28年3月31日までのものは33.0%、平成28年4月1日以降のものについては32.2%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は272百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が271百万円増加し、繰延ヘッジ損益が1百万円減少しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資額	事業の内容	議決権等の 被所有割合	関係内容	
						役員の兼任等	事業上の関係
その他の 関係会社	東京エレクトロン(株)	東京都港区	(百万円) 54,961	半導体製造 装置等の販売	被所有 直接33.83%	あり	なし

  

属性	会社等の名称	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	東京エレクトロン(株)	自己株式の取得	859	—	—

(注) 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付けであります。なお、東京エレクトロン(株)は、前事業年度末において当社の株式55.44% (議決権) を保有しておりましたが、当社株式売出しに伴い平成26年4月15日付で当社の親会社に該当しないこととなりました。

## 2. 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は 出資額	事業の内容	議決権等の 所有割合	関係内容	
						役員の兼任等	事業上の関係
子会社	パネトロン(株)	横浜市 神奈川区	(百万円) 50	半導体製品等 の販売	所有 直接100.0%	なし	仕入代行 業務受託 債権回収代行 借入債務に対する 債務保証
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.	HONG KONG	(千HK\$) 5,165	半導体製品等 の販売	所有 直接100.0%	あり	商品の販売 借入債務に対する 債務保証
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.	SINGAPORE	(千SG\$) 250	半導体製品等 の販売	所有 間接100.0%	あり	商品の販売

  

属性	会社等の名称	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	パネトロン(株)	仕入代行	15,966	未収入金	1,517
		業務受託	581	未収入金	91
		債権回収代行	18,724	未払金	1,721
		債務保証	270	—	—
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.	商品の販売	10,170	売掛金	1,588
		債務保証	2,042	—	—
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.	商品の販売	3,843	売掛金	739

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 仕入代行及び債権回収代行については、子会社であるパネトロン(株)と個別に交渉の上、取引条件を決定しております。また、業務受託については、当社の算定した対価に基づき交渉の上、決定しております。  
商品の販売については、市場価格等を勘案して価格交渉の上、取引条件を決定しております。
2. パネトロン(株)及びTOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.に対し、借入債務に対する保証を行っております。なお、保証料は受領していません。
3. 国内子会社との仕入代行及び債権回収代行の取引金額には消費税等が含まれており、業務受託の取引金額には消費税等は含まれておりません。  
また、期末残高には消費税等が含まれております。
4. 在外子会社との取引金額及び期末残高には、輸出取引につき消費税等は含まれておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額	2,100円76銭
(注)株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び従業員持株ESOP信託が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。	
1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数	474,800株

1株当たり当期純利益	34円48銭
(注)1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純利益	343百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る当期純利益	343百万円
普通株式の期中平均株式数	9,964,958株
株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託及び従業員持株ESOP信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。	
1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数	570,667株